

静県薬第 222 号  
令和 6 年 6 月 20 日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会  
会長 岡 田 国 一

### 疑義解釈資料の送付について(その 8)

標題の件について、日本薬剤師会から別添写(令和 6 年 6 月 19 日付け日薬業発第 106 号)のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、近日中に当会ホームページの会員専用サイトに掲載予定のほか、以下 URL からも閲覧が可能ですので申し添えます。

#### ○ 「令和 6 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ>政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医療保険  
> 令和 6 年度診療報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)

担当 : 静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ ; 鈴木  
電話 : 054-203-2023 / FAX : 054-203-2028  
E-mail : syokunou@shizuyaku.or.jp



日薬業発第106号

令和6年6月19日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 森 昌平

### 疑義解釈資料の送付について（その8）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和6年5月31日付け日薬業発第89号（その6）にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下のURLから閲覧が可能なほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

#### ○「令和6年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00045.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html)



事務連絡  
令和6年6月18日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その8）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

抄

事務連絡  
令和6年6月18日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その8）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添4までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

調剤報酬点数表関係

【特定薬剤管理指導加算】

問1 特定薬剤管理指導加算3の「イ」又は「ロ」について、当該患者が継続して使用している医薬品ではあるが、当該医薬品に関して、保険薬剤師が重点的な服薬指導が必要と認め、当該加算の算定要件を満たす説明及び指導を行った場合、初回に限り算定できるか。

(答) 算定可能。

問2 長期収載品の処方等又は調剤について選定療養の仕組み(以下「本制度」という。)が導入される令和6年10月1日より前の時点で、本制度の対象となる医薬品について患者に対して説明を行った場合、特定薬剤管理指導加算3の「ロ」は算定できるか。

(答) 本制度に関し、調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に対し、当該患者が求める情報について必要かつ十分な説明を行えば算定することができる。

なお、本制度に関する運用上の取扱い(患者が支払う額の具体的な計算方法等)については今後更に周知する予定であるので留意されたい。